

## (4) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の概要

指定野菜以外の野菜のうち、国民消費生活上及び地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる野菜として位置付けられる特定野菜(35品目)の価格が著しく低落した場合に、価格差補給金を交付することにより、野菜農家への経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る制度。

### ① 仕組み

- 1) 出荷団体（経済連等）又は相当規模生産者が、都道府県の補助金を加えて、都道府県野菜価格安定法人に資金を造成。
- 2) 対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、その差額の80%（平均販売価額が最低基準額を下回る場合は、保証基準額と最低基準額との差額の80%）を、資金を取り崩し、国の補助金を加えて、生産者に対し価格差補給金として交付。

- ・保証基準額  
平均価格（過去6カ年の市場価格の平均を基に算出）の80%。
- ・最低基準額  
平均価格の55%を標準とし、45%、50%、60%の特例を設定。

### ② 対象野菜

本制度の対象となる野菜は、

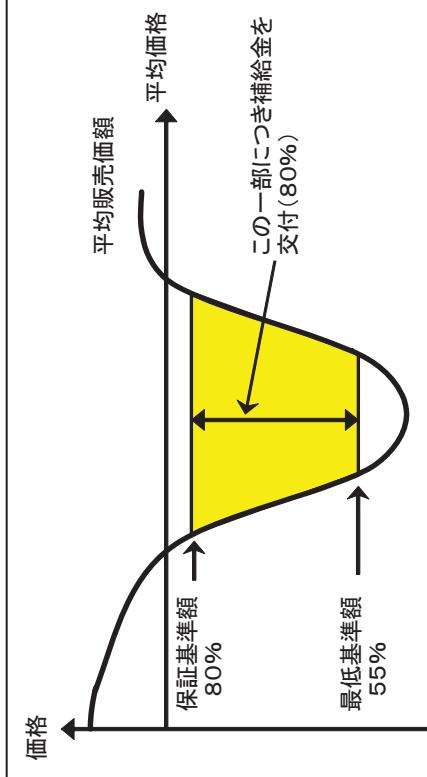
- 1) 安定的供給を確保するため知事が選定した産地で生産された特定野菜等であり、かつ、
- 2) 出荷団体又は相当規模生産者が、卸売市場に出荷したもの。

### 【制度の仕組み】

国1/3：都道府県1/3：出荷団体等1/3※

都道府県、出荷団体等の支出により、都道府県野菜価格安定法人へ資金を造成。国は価格差補給金の交付の際に、農畜産業振興機構を通じて補助。

※ アスパラガス、スイートコーン、ブロッコリー及びかぼちゃについては、国1/2：都道府県1/4：出荷団体等1/4



特定野菜（35品目）

アスパラガス、スイートコーン、ブロッコリー、など、これらは、その栽培や販売が年々増加傾向にあるため、価格が安定化するよう努力している。また、これらの野菜は、主に都市部で消費されるため、価格の変動が大きくなる傾向がある。そこで、これらの野菜に対する価格差補給金の交付が行われている。